

国立大学法人鹿屋体育大学中期計画

平成22年 3月 31日
文部科学大臣認可
変更認可 平成25年 3月 29日

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

①学士課程

- 受験生及び入学者の状況を調査・分析し、各種入学者選抜方法及び入試広報の点検・改善を進める。
- 高等学校等と連携し、合格者に対する入学前教育を行う。
- 教養教育において、コミュニケーションを重視した教育を展開する観点から、一般教育及びキャリア教育を点検し、改善する。
- 専門教育において、アスリートとして、また適切な指導が行える基礎的知識・能力を持った指導者として人材育成する観点から、教育プログラムに基づきカリキュラムを点検し、改善する。
- 学生の社会的実践力を伸ばす観点から、学外実習科目を点検し、改善する。
- 学生の視点に立った学習指導・履修指導を推進する。
- シラバス及び履修モデルの内容を点検し、改善する。
- 総合的な成績評価を実施するとともに、厳格な成績評価のための評価方法を点検し、改善する。
- GPA方式による学生の成績評価を各種選考基準等に活用する。

②大学院課程

- 社会人や外国人留学生等、多様な人材の受入れを推進する。
- 専門性の向上のため、学外の有識者による特別講義を実施する。
- 総合的な研究能力育成のため、大学院生の学内プロジェクト等への参画を推進する。
- 国際的に活躍できる実践的能力育成のため、大学院生の国際学会等での発表を支援する。
- サテライトキャンパスにおける大学院教育を充実する。
- 筑波大学と体育・スポーツ学分野における共同専攻の設置を目指し、共同学位プログラム等を実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 社会の要請や社会情勢の変化を踏まえ、体育大学としての特性に配慮しつつ、必要に応じ教員組織や入学定員等を見直す。
- 情報通信技術(IT)を活用した効果的な授業や自主学習が行える環境の整備・充実を進める。
- 授業評価調査や授業に関する研究会等のFD（ファカルティ・ディベロップメント）事業を推進する。
- 自己評価及び学外評価による教育評価システムを構築する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 学生が抱える諸問題、特に経済的問題や心理・健康に関する相談・支援の機能をより効果的に高めるよう、学生生活への支援体制を点検し、充実する。
- 重点強化競技種目・選手の選考、TASS プロジェクトの推進及びオリンピック出場に向けての特別強化への支援等、課外活動への支援を充実する。
- 職業観の涵養や就職活動の意識高揚を図るための取組を点検し、充実する。

○雇用情勢を見極めつつ、大学で培われた能力を十分に活かすことのできる進路先開拓に取り組む。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 競技力の向上に効果のある科学的トレーニング法の構築と高度な指導システム開発に関する研究を推進する。
- 総合型地域スポーツクラブ等の育成プログラムの開発や、健康の維持増進、生活習慣病予防等に関する研究を推進する。
- 実践的活動による検証も踏まえ、中高年者のスポーツによる健康づくりの原理を明らかにし、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方を開発する。
- 競技力の向上のための科学的トレーニング法に関する研究成果を広く公表する。
- 健康の維持増進及び生活習慣病予防等に関する研究成果を広く公表する。
- 市民を対象としたプログラムの実施の実施等を通じ、人々のライフステージや体力、生活環境に応じた運動処方の普及に取り組む。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 全学的見地から適正な研究者の人員配置を行う。
- 学内重点プロジェクトによる研究体制を充実する。
- 教員の研究成果・業績等に関する客観的評価システムを充実する。
- 教員の評価結果を重点的研究資金の配分や研究環境の整備等に有効活用する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 公開講座、リフレッシュ教育・専門教育研修等、大学の教育研究資源を活用した学習機会を提供する。
- 大学の施設等を活用した大学開放事業を推進する。
- 武道や海洋スポーツ等の振興・普及に向けた事業を展開する。
- 地域における高等教育機関等との連携を推進する。
- 大学を基盤とする総合型地域スポーツクラブ（NIFS スポーツクラブ）への支援を行う。
- 地方自治体や企業等との共同研究・研究交流等を推進する。
- 知的財産の創出、取得及び活用を推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 国際交流協定締結校との交流を拡充するとともに、外国人研究者及び留学生の受入れを推進する。
- 大学の国際化に向けた学内共同研究プロジェクトの推進やウェブジャーナルの充実・支援に取り組む。
- 国際シンポジウム等の開催に取り組む。
- 国際交流に係る支援体制を点検し、充実する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長のリーダーシップの下での運営体制を点検し、より充実する。
- 大学の特色を活かしたプロジェクトへの重点的予算配分や、活動実績の評価結果を反映した教員・組織への予算配分を行う。
- 人事マネジメント方針を点検し、必要に応じ改善する。
- 女性教職員の登用や教員構成の多様化等に取り組む。
- 経営協議会での意見を法人の運営改善に活かすための取組を進める。

- 監査結果及び評価結果を、大学運営の改善や教育研究の向上等に活かす。
- 教職員の業績に対する多面的かつ公正な評価システムをより充実するとともに、評価結果に対し適切な対応を行う。
- 事務職員を対象とした研修を計画的に実施し、業務に関する専門的能力や事務処理能力を向上させる。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の機能・編成を見直すなど事務組織改革を進める。
- 業務内容を検証し、事務手続きの見直しや事務電算化等による事務改善に取り組む。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 科学研究費補助金等競争的研究資金の獲得に全学的に取り組む。
- 企業や地域社会との連携を密にするなど、共同研究・受託研究の受入れに向けた取組を進める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する具体的方策

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する具体的方策

- 経費節減に向けた取組を検証するとともに、効果的・計画的な対策を講じる。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 施設資産について健全な状態で長期的使用を維持するための対策を講じる。
- 現有施設の学外への貸出等による保有資産の有効利用を推進する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 中期目標・中期計画の達成状況について学長のもとに的確に把握する。
- 評価活動に係る作業プロセスや評価基準等を点検し、評価結果を改善に活かす実効的なシステムを構築する。

2 情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学の運営状況や諸活動等の最新情報を、ホームページ等により、迅速にかつわかりやすく外部に公表する。
- スポーツパフォーマンス向上に関する実践的研究成果等、特色ある研究情報を広く公表する。
- サテライトキャンパス等を活用して、首都圏への情報発信と幅広い広報活動を展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 教育研究の高度化や競技力向上のニーズに対応した施設・設備の整備を進める。
- 学生の視点に立った教育環境・生活環境の向上のための施設・設備整備や施設のバリアフリー化を推進する。
- 既存スペースの点検・評価を実施し、全学的視点に立った教育研究のためのスペースの弾力

的・流動的活用を推進する。

○施設の基本情報、改修・点検履歴及び経年経過に対する改修計画等の管理情報システムを構築する。

○地球環境問題に配慮した施設・設備の省エネルギー対策を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全関係法令に基づく安全衛生管理体制を充実し、学内の安全確保や教職員の健康管理に取り組む。

○自然災害や事故等を想定した危機管理体制を確立する。

○情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティ対策を推進する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○教職員の法令遵守に対する意識の定着化を進める。

○不正経理の防止や個人情報の適正な管理に向けて取り組む。

○入札・契約事務に関する適正性や透明性・競争性の確保についての点検等を実施し、随意契約の適正化を推進する。

○ハラスメント等防止のための活動を展開する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	8,920
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	108
自己収入	3,256
授業料及び入学科検定料収入	2,968
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	288
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	116
長期借入金収入	0
計	12,400
支出	
業務費	12,176
教育研究経費	12,176
診療経費	0
施設整備費	108
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	116
長期借入金償還金	0
計	12,400

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額7, 834百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人鹿屋体育大学役員退職手当規則及び国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

④「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

E (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入 (③) 、その他収入 (④) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$B(y) = H(y)$$

H (y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$C(y) = I(y)$$

I (y) : 特種要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.0\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特種要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	12,294
經常費用	12,294
業務費	11,055
教育研究経費	2,390
診療経費	0
受託研究費等	73
役員人件費	300
教員人件費	4,693
職員人件費	3,599
一般管理費	572
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	667
臨時損失	0
収入の部	12,294
經常収益	12,294
運営費交付金収益	8,375
授業料収益	2,425
入学金収益	386
検定料収益	50
附属病院収益	0
受託研究等収益	73
寄附金収益	30
財務収益	0
雑益	288
資産見返負債戻入	667
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,419
業務活動による支出	11,735
投資活動による支出	665
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	19
資金収入	12,419
業務活動による収入	12,292
運営費交付金による収入	8,920
授業料及び入学料検定料による収入	2,968
附属病院収入	0
受託研究等収入	73
寄附金収入	43
その他の収入	288
投資活動による収入	108
施設費による収入	108
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	19

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

4億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
・小規模改修	総額	施設整備費補助金 (0)
	108	船舶建造費補助金 (-)
		長期借入金 (0)
		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (108)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(1) 方針

- ①教育研究、学生への相談・支援及び研究成果の普及・活用等の業務に対応した人員の適正な配置を行う。
- ②職員の研修制度や評価体制を充実させ、職員の資質の向上を図る。
- ③国立大学法人その他関係機関との間で幅広く計画的な人事交流を行い、多様な人材を確保する。

(2) 人員に係る指標

○原則として、総人件費改革に基づく実行計画を踏まえた人員とする。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 7,834 百万円 (退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

事業計画の予定なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還金	総債務 償還額
	長期借入金 償還金	0	0	0	0	0	0	0	0

(リース資産)

予定なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究に係る業務及びその附帯業務に関する事業の財源に充てる。

別 表 (収容定員)

平成 22 年度	体 育 学 部	7 2 0 人
	体育学研究科	6 0 人 〔うち修士課程 3 6 人〕 博士課程 2 4 人
平成 23 年度	体 育 学 部	7 2 0 人
	体育学研究科	6 0 人 〔うち修士課程 3 6 人〕 博士課程 2 4 人
平成 24 年度	体 育 学 部	7 2 0 人
	体育学研究科	6 0 人 〔うち修士課程 3 6 人〕 博士課程 2 4 人
平成 25 年度	体 育 学 部	7 2 0 人
	体育学研究科	6 0 人 〔うち修士課程 3 6 人〕 博士課程 2 4 人
平成 26 年度	体 育 学 部	7 2 0 人
	体育学研究科	6 0 人 〔うち修士課程 3 6 人〕 博士課程 2 4 人
平成 27 年度	体 育 学 部	7 2 0 人
	体育学研究科	6 0 人 〔うち修士課程 3 6 人〕 博士課程 2 4 人